

第21期 第29回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 召集及び開催月日

召集月日 平成25年8月26日
開催月日 平成25年9月5日

2. 開催及び時刻

開催場所 藤里町役場議場
開催時刻 午前10時00分
終了時刻 午後11時40分

3. 召集者及び時刻

召集者 会長 小森鉄雄
議長 会長 小森鉄雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森鉄雄	出席	8	委員	桂田善昭	欠席
2	職務代理者	淡路龍美	出席	9	委員	細田治男	出席
3	委員	山田一達孝	出席	10	委員	齋藤猛	出席
4	委員	安保広政	出席	11	委員	佐々木靖夫	出席
5	委員	佐々木忠久	出席	12	委員	藤原信一	出席
6	委員	田中文雄	欠席	13	委員	安部満	出席
7	委員	市川一	欠席	14	委員	細田茂廣	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

6番 田中文雄 7番 市川一
8番 桂田善昭

6. 議事日程

日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名者の指名について
日程第3 議案第79号 藤里町農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第80号 非農地証明願について
日程第5 その他

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり

10番 齋藤猛 11番 佐々木靖夫

8. 事務局出席者

事務局長 小山博、庶務係長 佐々木仁志

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時00分

事務局 定刻でございます。

本日、6番田中文雄委員、7番市川一委員、8番桂田善昭委員の三名が都合により欠席でございますが、定足数に達しておりますので、ただいまから第21期第29回藤里町農業委員会総会を開会します。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 おはようございます。

東北・北海道農業活性化フォーラムも無事終了、委員の皆様にはたいへん難儀をおかけしました。9月に入ると稲刈り作業を前に、水稻作況状況調査などの農業委員活動もありますのでご協力をお願いします。

また本日の総会に出席いただき心より感謝申し上げます。

本日は、議案が2件ございますので、ご審議のほどをお願いします。

それでは、早速報告に入ります。事務局から報告願います。

事務局 (報告事項(1) 8月行事報告・9月行事予定について、事務局から報告。)を報告。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

水稻作況状況調査、鳥獣被害状況調査、農地パトロールの日程について話し合った結果、以下のとおりとなった。

- ・水稻作況状況調査 平成25年9月14日(土)
- ・鳥獣被害状況調査 平成25年10月下旬
 - ※ 鳥獣被害状況調査は、農地パトロールの巡回コースと合わせて行うこととし、過去の被害状況の資料を参考に重点的に現地確認を行うこととした。
- ・農地パトロール 平成25年10月下旬
 - ※ 農地パトロールは、稲刈り終了時期に計画し、協同で行う農林課との日程調整を行うこととした。

その他、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は9月5日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、10番齋藤猛委員、11番佐々木靖夫委員をお願いします。

日程第3「議案第79号 藤里町農用地利用について」を事務局から説明願います。

事務局 4ページをご覧ください。

議案第79号農業経営基盤強化促進法による利用集積について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項の申請に伴い、藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたのでこれを提出する。平成25年9月5日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用集積の設定総括表は別紙のとおり平成25年9月5日公告予定分。ということで、賃借権の設定新規が1件です。賃借権の再設定、また、使用貸借権、所有権移転はともにありませんでした。5ページに総括表を添付しております。

1年田新が1件3,357㎡となります。6ページに一覧表を添付しています。藤琴土地改良区基盤整備事業によるものです。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。
(なしの声)

ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、議案第79号は許可相当とします。

議長 続きまして、日程第4 議案第80号 非農地証明願について、事務局から説明願います。

事務局 7ページをご覧ください。

議案第80号非農地証明願について。

次のとおり、不動産登記法第37条第2項の規定により不動産登記を申請するため、非農地証明願に対する許可を求める。

平成25年9月5日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

申請地は藤琴字桂袋26番 畑1,365㎡、28番 畑1,401㎡、114番 畑472㎡、115番 畑327㎡の4筆です。所有者は藤琴字 の さんです。

8ページの非農地証明願をご覧ください。「2.当該地が非農地となった時期事由等」について次のとおりです。

「当該申請地は、危険がけ地の指定を受け、昭和42年ごろ住宅移転した土地です。当時、土地所有者の住居地であり敷地内で畑を耕作していたが、住宅移転に伴い、畑を耕作できないことから杉を植林した。既に45年が経過し、近隣一帯の杉の生育も進み、畑への復旧が不可能になった。」ということです。

11ページに申請地の航空写真、12、13ページに写真位置図、14～19ページに現況写真、20～23ページに法務局の全部事項証明書を添付しております。

現地を確認したが、現況写真のとおり申請地周辺は杉林でした。

10番 隣接地に地目が畑の土地もありますが、この土地の状況はどうなっていますか。

事務局 同様に杉を植林しています。規則からすれば4条転用の手続が必要なケースですが、年が経過しており、今回同様に非農地証明願で対応する必要があります。所有者が町外（旧山本町）へ移転したため対応が難しい状況です。

議長 その他、なにかご意見、ご質問はございませんか。
(なしの声)
ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。
(異議なしの声)
ご異議ないようですので、議案第80号は許可相当とします。

議長 続きまして、議事日程第5 その他について
事務局から確認事項があるようですので説明願います。

事務局 事務局からの確認事項
・平成25年度東北・北海道農業活性化フォーラムに係る精算書
・第136回秋田県種苗交換会の広告依頼

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。
(なしの声)
ないようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。

午前11時40分閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成25年9月5日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(10番)

藤里町農業委員
署名委員
(11番)